

SATO通信 89号

建退共、結局なにが変わったの？！

- ①「加入・履行証明書の申請様式」と
- ②「住所変更等の届出手続き」に変更があります。

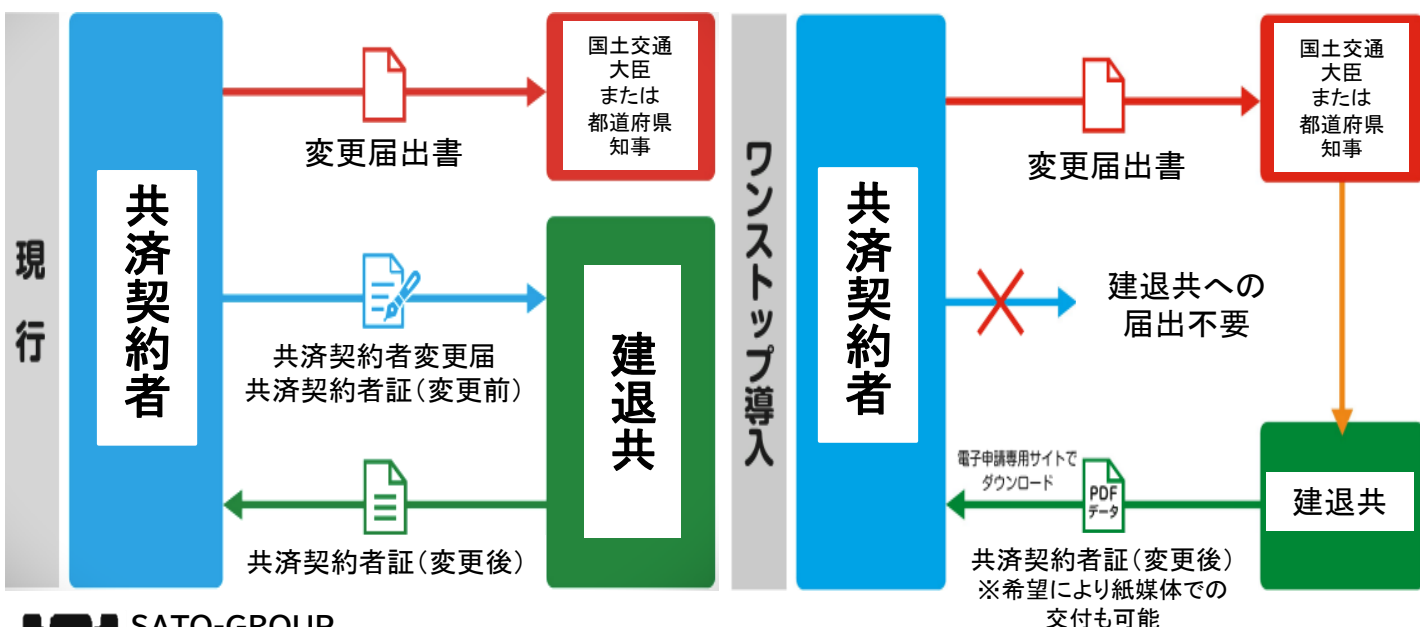
①加入・履行証明書の発行申請様式の変更

新たに、被共済者ごとに就労日数の記載が必要になりました。

※共済手帳に貼付した証紙の日数と就労日数が一致していない場合は、加入・履行証明書の発行が認められず、経営事項審査の加点とならないので注意が必要です。

②住所変更等の届出の一部省略

ワンストップサービスへ同意することで、国や自治体へ建設許可変更届を提出した場合建退共への共済契約者の住所変更等の届出が不要になります。



SATO-GROUP
北海道SATO社会保険労務士法人
労務事務指導協会 札幌市東区北5条東8丁目1-33
TEL 011 (742) 9222 / FAX 011 (742) 3833

©2008-2024 SATO-GROUP・北海道SATO社会保険労務士法人 All Right Reserved

顧客の皆様と過去に名刺交換頂きました方へ送信しております。不要の方はその旨をご連絡ください。